

# 大阪大学医学部附属病院 特任臨床工学技士募集要項

職 種	特任臨床工学技士（任期付常勤）【2025年4月採用】
募 集 人 員	若干名
資 格 ・ 条 件 等	臨床工学技士免許所有者 または 2025年4月臨床工学技士免許取得見込者（2025年3月卒業見込の者を含む） ※免許取得見込者は、国家試験不合格の場合、採用内定取消しとなります。
勤 務 場 所	医療技術部臨床工学部門（臨床工学部）
職 務 内 容	臨床工学技士業務全般
勤 務 時 間	1週40時間（4週8休）交代制勤務・夜勤有 主な勤務時間は以下のとおり ① 7時30分～16時15分（8時間） ② 8時30分～17時15分（8時間） ③ 10時30分～19時15分（8時間） ④ 16時30分～翌10時00分（16時間）
給 与 等	本学任期付年俸制教職員（特任等教職員）給与規程による。 年俸制 3,292,200円～3,788,100円（12分の1の額を月額基本給として毎月支給） ※免許取得見込者は免許登録までの間、3,292,200円
手 当	超過勤務手当、夜間診療等手当、通勤手当、緊急診療等呼出手当 ※住居手当、扶養手当、賞与、退職手当の支給はありません。 ※当分の間、基本年俸額を12で除した額に100分の2.24を乗じた額を、看護職員等臨時調整手当として上乗せ支給。
社 会 保 険 等	国家公務員共済組合及び労働保険（雇用、労災）に加入
採 用 予 定 年 月 日	2025年4月1日以降できるだけ早い日
雇 用 期 間	3年（更新の可能性があります、最長で当初採用日から5年まで） ※勤務評価により任期なし常勤職員への登用制度あり
応 募 書 類	(1) 履歴書（写真貼付） 1部 ※職歴については詳細に記入してください。 (2) 臨床工学技士免許証の写し（A4サイズ） または 卒業見込証明書（免許取得見込の場合） 1部 (3) 「臨床工学技士としての抱負」と題し、800字程度でまとめたもの （A4用紙タテに横書き・ワープロ打ち） 1部
応 募 締 切 日	2024年8月9日（金）正午
選 考 方 法 等	第一次選考：書類審査 第二次選考：筆記試験（専門試験、小論文）及び面接試験（第一次選考合格者のみ） ※第一次選考終了後、合否等を本人に通知します。 ※第二次選考の日時については、決まり次第、本院ホームページに掲載します。 ※面接のための旅費及び宿泊費等は応募者の負担とします。
問 い 合 わ せ 先 及 び 書 類 提 出 先	（郵送の場合） 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-15 大阪大学医学部附属病院総務課人事係 宛 ※封筒表面に「特任臨床工学技士（2025年4月採用）応募書類在中」と朱書きください。

# 自己申告書

2024年7月12日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

\*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名 大阪大学医学部附属病院  
事業所所在地 吹田市山田丘2番15号  
代表者名 野々村 祝夫 (公印省略)

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL291115首01)により確認し、理解しました。

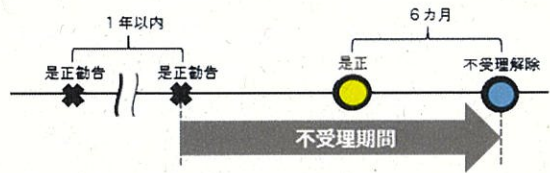
## チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

### 1. 労働基準法および最低賃金法関係

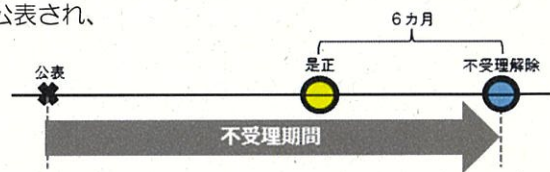
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



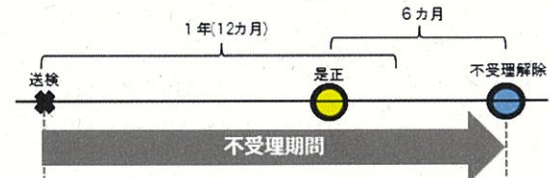
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。  
 c 是正してから6カ月が経過していない。



### 2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表\*され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



\*職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

### 3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
①労働基準監督署による是正勧告、  
②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、  
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。